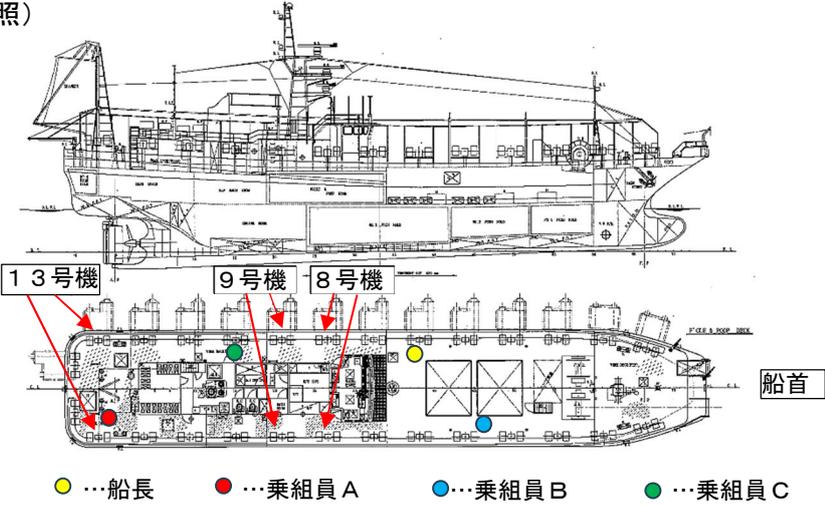


船舶事故調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年8月16日 15時00分ごろ
発生場所	山口県下関市角島 ^{つの} 北西方沖 角島灯台から真方位299° 36.4海里付近 (概位 北緯34° 38.8′ 東経130° 11.9′)
事故の概要	漁船第八十六 ^{わかしお} 若潮丸は、いか釣り漁の操業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十六若潮丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	143803、一般社団法人根室いか釣り漁業推進協会、石垣漁業株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 乗組員A（インドネシア共和国籍）
負傷者	軽傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員Aほか8人が乗り組み、両舷に13機ずつ設置された自動いか釣り機（以下「いか釣り機」という。）を作動させ、乗組員が交替でいか釣り機の監視に当たりながら、漂泊して終日いか釣り漁を行っていた。</p> <p>船長及び乗組員Aほか2人（以下「乗組員B」、「乗組員C」という。）は、両舷に2人ずつ分かれて、釣針の付いた釣り糸の巻き上げと繰り出しを交互に行ういか釣り機の監視に当たっていた。（図1参照）</p>
	 <p style="text-align: center;">● …船長 ● …乗組員A ● …乗組員B ● …乗組員C</p>
	図1 乗組員の配置状況

乗組員 A は、右舷船尾部で右舷側のいか釣り機の監視を行っていた。

乗組員 A は、いか釣り機 8 号機（以下いか釣り機（数字）号機については、「いか釣り機」を省略する。）の釣り糸の末端に付いているおもり錘（鉛製、約 300 g、以下「本件錘」という。）が 9 号機の釣針に絡み、9 号機のバックネットに引っ掛かっているのを認めた。（図 2 参照）

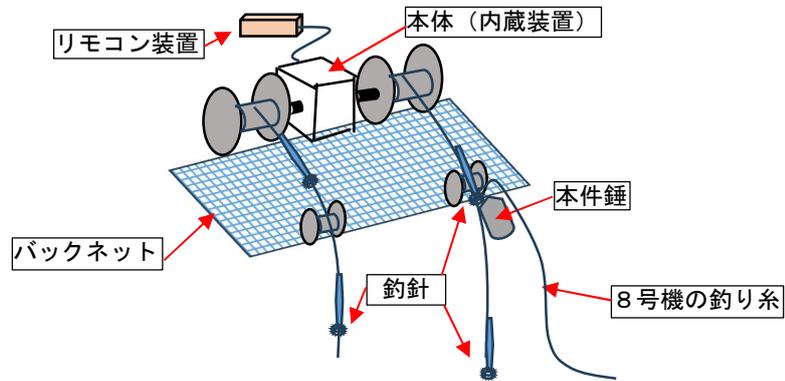


図 2 9号機の釣針と本件錘の絡まり状況概略図

乗組員 A は、9 号機の釣針と本件錘の絡みを解こうとして、右舷側の 8 号機と 9 号機を停止させる目的で、9 号機付近に移動したところ、釣針と共にバックネットから外れて飛び跳ねてきた本件錘が顔面に当たり、その場に倒れた。

右舷船首部にいた乗組員 B は、乗組員 A が倒れたのを目撃し、左舷側にいた船長に伝えた。

船長は、乗組員 A が顔面を負傷しているのを認め、漁労長に報告した。

漁労長は、本船が基地としている港の漁業協同組合に連絡し、同組合が 118 番通報した。

乗組員 A は、海上保安庁のヘリコプターで病院に搬送され、左頬部挫創と診断された。

本船のいか釣り機は、本体に内蔵された装置（以下「内蔵装置」という。）又は本体にコードで接続された装置（以下「リモコン装置」という。）のいずれかを操作することにより動作を停止することができた。

内蔵装置は、両舷の各いか釣り機に設置されていて、同じ舷側のいか釣り機複数を発停できるようになっていたが、操作が複雑であった。

リモコン装置は、両舷の各いか釣り機に設置されていて、操作するいか釣り機のみを発停できるようになっており、操作が簡単であった。

乗組員 A 及び他の乗組員は、ふだんいか釣り機の釣針と錘が絡んだ

	<p>際には、リモコン装置の操作が簡単であったので、停止するいか釣り機付近まで移動し、リモコン装置を操作して動作を停止した後、絡みを直していた。</p> <p>乗組員Aは、いか釣り漁の操業経験が約2年あったが、絡んだ釣針と錘を解こうとする際に錘が飛び跳ねる場合があることを、直接経験したことも他の乗組員から聞いたこともなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、いか釣り漁の操業中、乗組員Aが、釣針と本件錘の絡みを解こうとして8号機及び9号機を停止する際、リモコン装置を操作しようとして9号機付近に移動したことから、釣針と共にバックネットから外れて飛び跳ねた本件錘が顔面に当たり、左頬を負傷したものと考えられる。</p> <p>乗組員Aは、ふだん絡んだ釣針と錘を解こうとしていか釣り機を停止する際、リモコン装置の操作が簡単であったことから、釣針と錘が絡んだいか釣り機付近に移動してリモコン装置を操作していたものと考えられる。</p> <p>乗組員Aは、いか釣り漁の操業経験が約2年あったが、絡んだ釣針と錘を解こうとする際に錘が飛び跳ねる場合があることを、直接経験したことも他の乗組員から聞いたこともなかったことから、釣針と錘が絡んでいるいか釣り機付近に移動して同機を停止することが危険であるとの認識がなかったものと考えられる。</p> <p>乗組員Aは、8号機及び9号機を同時に安全に停止させるため、8号機及び9号機から離れたところに設置されている右舷側の別のいか釣り機に内蔵されている装置を使用することにより、本事故の発生を防ぐことができたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、いか釣り漁の操業中、乗組員Aが、釣針と本件錘の絡みを解こうとして8号機及び9号機を停止する際、操作が簡単なリモコン装置を操作しようとして9号機付近に移動したため、釣針と共にバックネットから外れて飛び跳ねた本件錘が顔面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いか釣り漁に従事する乗組員は、絡んだ釣針と錘を解こうとしていか釣り機を停止する場合、錘が不意に飛び跳ねるおそれがあることを念頭におき、操作が複雑であっても、釣針と錘が絡んでいない他のいか釣り機の本体の内蔵装置を使用して、いか釣り機を停止すること。